

栃木県警察術科特別訓練要綱の制定について(例規通達)

昭和63年4月28日

栃教第3号栃木県本部長通達

栃木県警察術科特別訓練要綱を別添のとおり制定し、昭和63年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

別添

栃木県警察術科特別訓練要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県警察における術科の特別訓練(以下「特練」という。)について必要な事項を定め、特別訓練体制の強化及び特別訓練員の技能向上を図ることを目的とする。

(術科の対象及び特練員等)

第2条 この要綱における特練の対象とする警察術科は柔道、剣道、逮捕術及びけん銃とする。

2 前項の特練の術科指導に当たる者を特別訓練指導員(以下「特練指導員」という。)、特練を行う者を特別訓練員(以下「特練員」という。)とする。

(委員会)

第3条 県警察が一体となつて特練の効果的な運営を図るため、警察本部に特別訓練強化委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもつて構成し、次の職にある者をもつて充てる。

(1) 委員長 警務部長

(2) 委員 警務課長

教養課長

機動隊長

警察学校長

3 委員長は、委員会を招集し、会務を統括する。

4 委員長は、必要あるときは、委員会に委員以外の者を出席させて、意見を求めることができる。

5 委員会の審議結果は、警察本部長(以下「本部長」という。)に報告し、その承認を経て推進する。

6 委員会の庶務は、教養課において処理する。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、次の事項について審議を行い、必要な施策の推進を図るものとする。

- (1) 特練指導者及び特練員(以下「特練員等」という。)の選考に関すること。
- (2) 年間の訓練計画に関すること。
- (3) 特練員等の処遇に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めたこと。

(術科担当部長)

第5条 特練員等の士気高揚と委員会の行う施策の推進を図るため、種目ごとに術科担当部長を置くものとする。

- 2 術科担当部長の指定は、随時委員会の推薦を得て、本部長が行うものとする。
- 3 術科担当部長は、次の任務を行うものとする。
 - (1) 特練員等の指定書交付式に立ち会うこと。
 - (2) 訓練中の特練員等に対する激励、表彰、助言等を行うこと。
 - (3) 管区大会及び全国大会規模の大会に同行し、激励すること。
 - (4) 委員会に対し、特練の推進に関して必要な事項を提言すること。

(所属長の協力)

第6条 所属長は、特練の重要性を認識し、特練員の士気高揚を図るなど、特練の推進について、必要な協力をしなければならない。

(師範の職務等)

第7条 首席師範、師範は、委員会の施策推進に努めるほか、担当術科の特練員等の指導及び技能向上に当たるものとする。

(特練指導者)

第8条 種目ごとに原則として、次に掲げる特練指導者を置く。

- (1) 監督
- (2) コーチ
- 2 監督は、担当術科の特練員の指導強化に当たるものとする。
- 3 コーチは、監督を補佐し特練員に対する指導、助言等訓練推進に当たるものとする。

(主将等)

第9条 種目ごとに特練員の中から主将及び副主将を指定する。

- 2 主将及び副主将は、監督及びコーチの指示の下、自らの技能向上と特練員の融和、団結を図るものとする。

(特練員等の指定及び解除)

第 10 条 本部長は、委員会の審議を経た適格者を指定書により特練員等に指定するものとする。

2 指定期間は、1 年とする。

3 指定を受けた者は、病気その他の事由により、訓練に堪えられない状態に至つたときは、所属長を経て指定解除を申し出ることができる。この場合において、所属長は、事情を調査し、意見を付して本部長に進達するものとする。

4 本部長は、前項の進達があつた場合は、委員会の意見を聴取し、その理由が相当と認めるときは、指定書により指定を解除する。

(特練員の数)

第 11 条 特練員の指定数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 柔道 18 名以内
- (2) 剣道 18 名以内
- (3) 逮捕術 20 名以内
- (4) けん銃 12 名以内

(特練員の心構え)

第 12 条 特練員は、栃木県警察の代表選手であることを自覚して、常に訓練に専念し、実力のかん養に努めなければならない。

(術科特別訓練章)

第 13 条 特練員の誇りと自覚を高め、強固な団結心と切磋琢磨による技術の向上を図り、警察術科の振興と士気の高揚に寄与するため、特練員に術科特別訓練章を交付する。

2 特練員は、制服着用時には、術科特別訓練章を上着の左襟(他の記章と併用する場合は、右襟)に装着するものとする。

3 術科特別訓練章の制式及び着装要領は、別紙のとおりとする。